

宮崎森林管理署交渉(全国林野関連職員労働組合)

議 事 要 旨

1 日 時 平成26年3月27日(木) 10:25~11:00 (35分)

2 場 所 宮崎森林管理署 会議室

3 出席者

宮崎森林管理署

津々見正樹 署長

木林 静夫 次長

一口 哲美 総括事務管理官

全国林野関連職員労働組合宮崎森林管理署分会

出水 広 執行委員長

森 俊之 副委員長

白坂 進 副委員長

加藤 省三 書記長

4 交渉事項

- (1) 森林ふれあい担当の事務分担について
- (2) 伐採系森林整備の拡大に係る職員の業務負担軽減について
- (3) 宿舍の整備及び入退去時の対応について

5 議事概要

I 森林ふれあい担当の事務分担について

組合) 4月1日付け内示で森林整備官(ふれあい担当)が配置されなくなったが、ふれあい業務をどのように回していくのか。

当局) 再任用は、起案等も出来ることから、再任用を含めた中で配置された者を有効的に活用し、業務を回していく考えである。

II 伐採系森林整備の拡大に係る職員の業務負担軽減について

組合) 伐採系森林整備については、25年度に比べて102%と数量は増えたが、非常勤職員は3人から2人と減少している。数量と配置については、バランスがとれるよう検討し職員に負担がかからないようすること。

当局) 定員内職員はすぐ配置できないが、年度早々に非常勤職員が雇用できるよう努め

て参りたい。

Ⅲ 宿舎の整備及び入退去時の対応について

組合) 異動等に伴う宿舎修繕等の考え方を示されたい。

当局) 国家公務員宿舎の補修については、国の負担において行い補修内容と、被貸与者の負担において行う補修内容を25年10月21日事務連絡により再周知を行ったところである。退去時の原状回復については、次の入居者に迷惑がかからないよう宿舎の状況等の確認を行い職員の負担する部分を明確に行って参りたい。また、不公平感が生じないように、担当者の認識を統一できるよう取り組んで参りたい。